



## 令和6年度

### 障がい者を対象とした 三重県職員採用選考 受験案内 市町立小中学校職員採用選考

選考日 第1次選考 令和6年11月3日(日)  
第2次選考 令和6年11月27日(水)から  
12月10日(火)までのうち、  
いずれか指定する日  
(午前または午後の半日)

受付期間 令和6年8月23日(金)～9月24日(火)

三 重 県

令和6年8月23日

県内に居住する障がい者の雇用の促進を図るため、三重県職員採用選考及び市町立小中学校職員採用選考を次のとおり行います。本受験案内は別途点字でも発行しています。希望される方は人事委員会事務局までお問い合わせください。

#### 1 試験区分、採用予定数及び職務内容

| 選考の種類                 | 試験区分       |               | 採用予定数 | 職務内容   |
|-----------------------|------------|---------------|-------|--|
| 三重県職員<br>採用選考         | 一般行政<br>分野 | 一般事務          | 約 4 名 | 知事部局、教育委員会、企業庁及び病院<br>事業庁等において、一般事務に従事しま<br>す。 |
|                       |            | 一般事務<br>(特別枠) | 約 1 名 |  |
| 市町立小中<br>学校職員<br>採用選考 | 学校事務       |               | 約 1 名 | 市町立小中学校において、一般事務に従<br>事します。                    |

- 点字による受験が可能です。(補助として音声パソコン及び点字器が使用できます。)
- 試験区分「一般事務(特別枠)」は、他の試験区分と受験資格(年齢要件)が異なります。  
詳細は、2ページの「2. 受験資格」(1)を参照してください。
- 採用予定数は、欠員状況等により変更になる場合があります。
- 申込みは、いずれか1つの試験区分に限ります。申込後の試験区分の変更は認めません。
- 市町立小中学校職員採用選考による採用者は、県の教育委員会が任命権を有する市町職員であり、県職員との人事交流はありません。

## 2 受験資格

次のすべての要件を満たす人が受験できます。

- (1) 試験区分「一般事務」、「学校事務」は、平成2年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人  
試験区分「一般事務（特別枠）」は、昭和52年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人
- (2) 次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている人
  - ①身体障害者手帳（障がいの程度が1級から6級までの人）
  - ②精神障害者保健福祉手帳
  - ③都道府県知事もしくは政令指定都市市長が発行する療育手帳または児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医、地域障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書

※手帳等は、受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。
- (3) 県内に居住している人（ただし、通学等のため一時県外に居住している人は受験可能）
- (4) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない人（次のいずれにも該当しない人）
  - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ②三重県職員として（市町立小中学校職員にあっては、三重県教育委員会により）懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - ④平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とする人以外）

※日本の国籍を有しない人も受験できます。

## 3 選考の日時、会場及び合格者発表

|           | 日 時  | 会 場   | 合 格 者 発 表  |
|-----------|--|---|--|
| 第1次<br>選考 | 令和6年11月3日（日）<br><br>（時間割・予定）<br>9:00 受付開始<br>9:30 日程説明<br>10:00 教養試験（120分）<br>12:00 昼食・休憩<br>12:45 作文試験（60分）<br>13:45 終了予定 | 三重県津庁舎<br>（津市桜橋<br>3丁目446-34）<br><br>三重県庁講堂<br>（津市広明町13）<br>※申込受付後に郵送<br>する受験票にて会場<br>を指定します。 | 令和6年11月19日（火）<br>（予定）<br><br>受験者全員に合否の結果を<br>書面で通知します。<br>また、三重県職員採用案内<br>ホームページでも合格者受<br>験番号を確認できます。          |
| 第2次<br>選考 | 令和6年11月27日（水）<br>から12月10日（火）まで<br>のうち、いずれか指定する日<br>（午前または午後の半日）<br><br>（詳細については、第1次選<br>考合格者に通知します。）                       | 三重県津庁舎<br>（津市桜橋<br>3丁目446-34）   | 令和6年12月19日（木）<br>（予定）<br><br>第2次選考受験者全員に合<br>否の結果を書面で通知しま<br>す。また、三重県職員採用<br>案内ホームページでも合格<br>者受験番号を確認できま<br>す。 |

- やむを得ない事情により試験日時、試験会場、合格発表日等を変更する場合があります。
- 第1次選考について、点字による試験を受験する場合と、試験時間を延長して受験する場合は、会場内の別室で試験を行います。

## 4 選考の方法

| 試験種目  |        | 配点 | 基準点 | 内 容   |
|-------|--------|----|-----|---|
| 第1次選考 | 教養試験   | 40 | 14  | 公務員として必要な一般的知識及び知能についての択一式による筆記試験を行います。<br>(40題 120分 ※1、※2) |
|       | 作文試験   | 20 | 4   | 一般的な課題に対する表現力等の能力についての記述式による筆記試験を行います。<br>(600字 60分 ※1、※2)  |
| 第2次選考 | 総合人物試験 | 60 | ※3  | 人柄、性格等についての個別面接及び適性検査を行います。                                 |

※1 点字による試験を受験される方

教養試験の解答時間は180分、作文試験の解答時間は90分となります。

※2 試験時間の延長について

良い方の眼の矯正視力が0.15以下の方、視野狭窄等でこれに相当すると医学的観点から認められる方が対象となります。対象となるかどうかを身体障害者手帳の写しまたは診断書等で確認しますので、受験を申し込む際に受験申込書と併せ、身体障害者手帳の写しまたは診断書等を添付し、提出してください。

(インターネットで申し込む方は、身体障害者手帳の写しまたは診断書等を人事委員会事務局に郵送または持参するか、申込画面で添付して提出してください。)

教養試験の解答時間は150分、作文試験の解答時間は75分となります。

※3 5段階で評定し、上位4段階に評定されること。(評定結果に応じて、配点されます。)

### (1) 試験問題について

①教養試験問題は高等学校卒業程度の難易度で出題します。

活字印刷の場合、文字の大きさは12ポイント程度の文字(受験案内の文字の大きさ程度)を使用します。また、拡大文字による試験についても対応しています。

②教養試験の出題分野は、下表のとおりです。

|      |  |
|------|--|
| 出題分野 | 知識分野・・・時事、社会科学、人文科学、自然科学<br>知能分野・・・文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈 |
|------|--|

③試験問題の形式や難易度を判断できる例示問題は、7ページの参考(試験問題例等)を参照してください。

④活字印刷文で受験される方のうち、希望者はルーペや拡大読書器などを使用できます。

⑤上肢機能または体幹機能等に障がいがあり、筆記による解答が困難である場合は、作文試験においてパソコンを使用することができます。

⑥点字による受験を希望される方には、点字で出題します。その際、補助として音声パソコン及び点字器を使用できます。なお、点字用紙は人事委員会事務局で用意します。

⑦視覚障がいのある受験者で、活字印刷文による問題を使用する場合、希望があれば補助として音声パソコン及び点字器を使用することができます。

(2) 得点及び合格者の決定方法について

第1次選考の合格者は、教養試験及び作文試験の合計得点順に決定し、最終合格者は、第1次選考及び第2次選考の合計得点順に採用予定数を勘案して決定します。ただし、基準点に達しない試験種目が一つでもある場合は、他の試験種目の成績にかかわらず原則として不合格となります。(基準点については、おおむねの基準であり、採用予定数確保のため、変更する場合があります。)

5 申 込 手 続

|                         |   |   |
|-------------------------|---|---|
| 申 込 書<br>提 出 先          | <p style="text-align: center;"><b>三 重 県 人 事 委 員 会 事 務 局</b><br/>〒514-0004 津市栄町1丁目891 (三重県勤労者福祉会館4階)</p>   |   |
| 申 込 方 法                 | <p style="text-align: center;">次のうち、いずれかの方法で申し込んでください。<br/> <u>※インターネットの利用環境が整っている方は、できる限りインターネットをご利用ください。</u></p>  |   |
|                         | <b>【推奨】インターネット</b>  | 郵送・持参   |
|                         | <p>下記のホームページより、申し込んでください。<br/>                 ○三重県職員採用案内ホームページ<br/> <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/">https://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/</a></p> <p>○「<u>整理番号</u>」が表示されますので、<u>お手元に受験票が届くまで、この番号を必ず控えておいてください。</u>申込状況の確認や問い合わせ等に必要となることがあります。なお、申込後に届く「申込完了」メールの本文からも確認できます。</p> | <p>「申込書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。</p> <p>○<u>郵送の場合</u>・・・申込書を角型2号(33cm×24cm程度の大きさ)の封筒に入れ、封筒の表に「職員採用選考受験」と朱書き、必ず簡易書留郵便で送付してください。</p> <p>○<u>持参の場合</u>・・・下記受付期間中(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)、三重県人事委員会事務局に提出してください。</p> |
| 受 付 期 間<br>及 び 時 間      | <p>令和6年8月23日(金)～<br/>                 9月24日(火)<br/>                 (9月24日(火)正午までに県サーバーへ到着したものまでを有効とします。)</p>   | <p>令和6年8月23日(金)～<br/>                 9月24日(火)(消印有効)</p> <p><b>【持参の場合】</b><br/>                 午前8時30分～午後5時</p>  |
| 申 込 了<br>完              | <p><u>受付済みの受験票が郵送にてお手元に到着することにより、申込みが完了となります。</u>2週間程度経過しても受験票が到着しない場合は、三重県人事委員会事務局まで問い合わせてください。</p>  |   |
| 申 込 に<br>係 る 共 通<br>事 項 | <p>申込みの際には写真は不要です。(ただし、後日、人事委員会事務局から受験票が届きましたら、写真(6か月以内に撮影したもの、脱帽正面上半身、縦4cm・横3cmのもので、裏面に氏名記入必要)を貼り、試験当日持参してください。)</p>   |   |

- 受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行います。  
 なお、記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。
- 手話通訳の必要の有無、車椅子、ルーペ、拡大読書器、パソコン(※1、※2参照)及び点字器の使用の有無等、受験上の要望事項については申込書の所定欄に必ず記入してください。また、車椅子、ルーペ、拡大読書器、パソコン及び点字器は各自で準備してください。

- 申込書の様式に従って、各項目について記入してください。(自筆が困難な場合は、代筆でお願いします。)
- 受験票と一緒に提出書類のお知らせを郵送します。提出書類は、第1次選考日に持参してください。

※1 パソコンの使用について

教養試験の解答及び作文試験の解答について希望者に許可します。ただし、使用できるOSはWindowsのみ、使用できるソフトはExcel及びWordのみとします。

※2 パソコンを使用する際の注意事項

- (1) 解答は、人事委員会事務局が用意する記憶媒体にある様式を用いて作成します。試験中は試験員が認めた画面のみを開き、それ以外の画面への移動があった場合は、その時点で失格とします。
- (2) 解答は、人事委員会事務局が用意する記憶媒体に保存し、提出します。
- (3) 持ち込むパソコンに、試験に使用するための資料等を保存することは禁止します。
- (4) 試験中、パソコンがフリーズするなど、何らかの支障があった場合でも、試験時間延長等の特別の措置は行いません。

## 6 任 用

- (1) 採用は令和7年4月1日の予定です。
- (2) 日本の国籍を有しない人の任用に当たっては、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには、日本国籍が必要である」という公務員の基本原則に沿った任用が行われます。(「公権力の行使又は公の意思の形成への参画」に該当する業務例等については、下表を参考にしてください。)

| 公 権 力 の 行 使 に 該 当 す る 業 務 例   | 公の意思の形成への参画に該当する職   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益法人の設立許可、立入検査</li> <li>・ 税の賦課、徴収、滞納処分</li> <li>・ 学校法人の設立認可、解散命令</li> <li>・ 食品営業施設の営業停止命令</li> <li>・ 児童福祉施設等への入所措置</li> <li>・ 一般廃棄物処理施設への立入検査</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地の転用許可</li> <li>・ 貸金業者への業務停止命令</li> <li>・ 火薬類の製造許可</li> <li>・ 建設業の許可</li> <li>・ 屋外広告物の改善等措置命令</li> <li>・ 補助金等の交付決定</li> </ul> |
|   | <p>部長級、次長級、課長級等の職のうち、県行政について企画、立案及び決定に参画する職</p>   |

## 7 給与、勤務時間及び休暇

- (1) この選考に合格し、採用された場合には、「職員の給与に関する条例」等の規定による給料及び扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当が支給されます。令和6年4月に採用された職員の初任給は、おおむね次のとおりです。

|               |             |
|---------------|-------------|
| 大 学 卒 業 者     | 約 208,400 円 |
| 短 期 大 学 卒 業 者 | 約 193,300 円 |
| 高 等 学 校 卒 業 者 | 約 181,900 円 |

- (2) 勤務時間は、8時30分から17時15分までの7時間45分(月曜日～金曜日)です。ただし、職場によっては、異なる場合があります。
- (3) 年次有給休暇は、1年につき20日(採用年は、4月1日の採用の場合15日)あり、このほか特別休暇等があります。

## 8 試験成績の提供

結果通知と同時に、受験者本人の試験種目ごとの得点及び順位等を記載した試験成績を郵送します。（第1次選考においては、不合格者に限り試験成績を提供します。）

なお、基準に満たない試験種目がある場合は、総合順位の提供はありません。

### ◎受験上の注意事項

- (1) 携帯電話、スマートフォン等の電子機器類は、試験会場に入る前に必ず電源を切ってください。
- (2) 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等、通信機能を有するものは、時計としても一切使用できません。
- (3) 試験当日の服装は特に指定しておりませんので、過ごしやすい服装でお越しください。

### ◎第1次選考日に持参する書類

申込受付終了後、次の書類を郵送しますので、所定の事項を確認のうえ、第1次選考日に持参してください。

- (1) 受験票 写真を貼ってください。
- (2) 住民票記載事項証明書 住民票のある市区町村で証明を受けてください。
- (3) 面接カード 自筆で記入してください。  
※第2次選考の人物試験における質問の参考資料とするものですが、日程の都合上、第1次選考日に提出してください。  
※自筆が困難な場合は、代筆による提出が可能です。

なお、上記書類のほか、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等のいずれか、筆記用具（HBまたはBの鉛筆数本、黒のボールペン、消しゴム）、時計（計時機能だけのものに限る）及び昼食を持参してください。また、車椅子、ルーペ、拡大読書器、パソコン及び点字器を使用される方は各自で準備してください。

◎参考（試験問題例等）

○教養試験（試験問題例）

- (1) 日本国憲法における人権保障に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。
1. 基本的人権は、天皇からの恩恵として、国民に与えられたものである。
  2. 国は、法律の根拠があれば、基本的人権に対していかなる制限を加えることも許される。
  3. 国民は、基本的人権を濫用してはならず、常に公共の福祉のために利用する責任を負う。
  4. 基本的人権は個人の権利であるから、会社などの法人には保障されない。
  5. 基本的人権が私人同士の間で侵害された場合、裁判所は、憲法の基本的人権の規定のいずれについても、私人間の関係に直接適用して紛争を解決する。

(正答 3)

- (2) A～Dの4人がおり、4人とも赤と黒のペンを1本ずつ持っている。いま、各ペンに持ち主の名前を記してから全てのペンを混ぜ、改めて4人がペンを2本ずつ取ったところ、次のようであった。このとき正しく言えるのはどれか。

- ・ CはDの赤ペンを取り、DはAの黒ペンを取った。
- ・ Aの取った赤ペンとCの取った黒ペンは同じ人のものであった。
- ・ Bの取った黒ペンとDの取った赤ペンは同じ人のものであった。
- ・ AもBも自分のペンを取らなかった。

1. AはDの黒ペンを取った。
2. BはCの赤ペンを取った。
3. DはBの赤ペンを取った。
4. 同じ人のペンを2本取った人がいた。
5. 同じ色のペンを2本取った人がいた。

(正答 1)

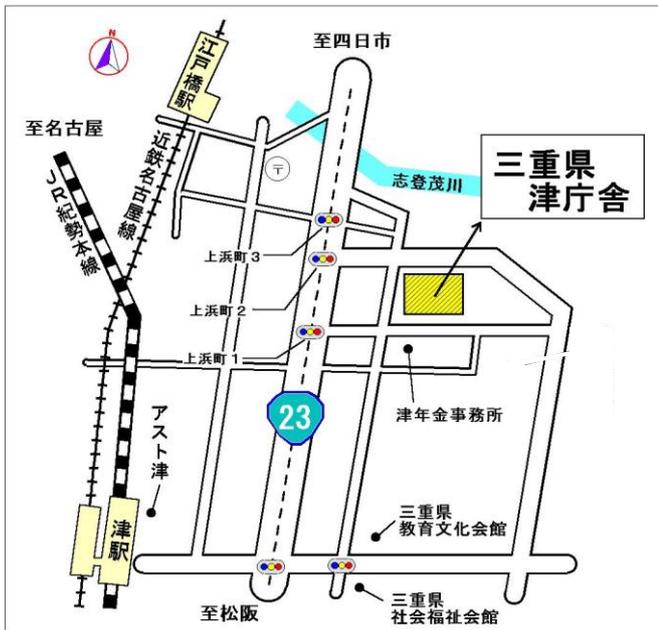
○作文試験課題（令和5年度課題）

「これまでに熱心に取り組んできたことをひとつ挙げて、その経験を三重県職員または市町立小中学校職員としてどのように生かせるか、あなたの考えを書いてください。」(600字)

◎試験会場案内図

三重県庁舎（津市桜橋3丁目446-34）  
 （JR・近鉄「津駅」から徒歩約15分、  
 または近鉄「江戸橋駅」から徒歩約10分）

三重県庁講堂（津市広明町13）  
 （JR・近鉄「津駅」から徒歩約15分）



◎この試験に関する問い合わせ先

- 三重県人事委員会事務局  
 〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館4階  
 TEL 059-224-2932  
 三重県職員採用案内ホームページ <https://www.pref.mie.lg.jp/saiyo/>  
 三重県職員採用公式X [https://x.com/mie\\_saiyo](https://x.com/mie_saiyo)
- 三重県総務部人事課  
 〒514-8570 津市広明町13 TEL 059-224-2103
- 三重県教育委員会事務局教職員課  
 〒514-8570 津市広明町13 TEL 059-224-2958

二次元コード

